

京都大学大学院経済学研究科規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院経済学研究科規程 (昭和28年達示第9号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第17条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第18条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第17条 (同左)</p> <p>第18条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院理学研究科規程 (昭和28年達示第10号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第18条 (同左)</p> <p>第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院医学研究科規程 (昭和30年達示第17号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 通則第63条第1項の規定による特別聴講学生又は同条第2項の規定による特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第16条 (同左)</p> <p>2 通則第63条第1項の規定による特別聴講学生、同条第2項の規定による特別研究学生又は同条第3項の規定による特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院薬学研究科規程 (昭和28年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第17条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第18条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>第18条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院工学研究科規程 (昭和28年達示第12号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第15条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第16条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>第16条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院農学研究科規程 (昭和28年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第18条 (同 左)</p> <p>第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 (平成8年達示第15号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第17条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第16条 (同左)</p> <p>第17条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究 研究科規程 (平成10年達示第11号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第18条 (同左)</p> <p>第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院生命科学研究科規程 (平成11年達示第3号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第19条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第18条 (同左)</p> <p>第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院地球環境学舎規程 (平成14年達示第3号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>第17条 通則第63条第1項又は第2項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p>	<p>第7条 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、<u>特別研究学生及び特別交流学生</u></p> <p>第16条 (同左)</p> <p>第17条 通則第63条第1項、<u>第2項又は第3項</u>の規定により特別聴講学生、<u>特別研究学生又は特別交流学生</u>として入学を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>